

## 令和2年第3回香美市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和2年3月5日(木) 13時30分から15時00分

2. 開催場所 香美市中央公民館2F会議室

3. 出席委員 (18名)

会長	19番	原	心一						
会長職務代理委員	7番	森安	正						
	1番	水田	義郎	2番	平山	則雄	3番	横山	実男
	4番	森田	良彦	5番	岡田	修一	6番	堤	昭雄
	8番	宗石	和彦	9番	西村	広幸	10番	西岡	久
	11番	山崎	彰	12番	三木	克司	13番	上島	陽子
	14番	鍵山	佳広	15番	小松	和啓	16番	三谷	富重
	17番	山内	茂	18番	岡本	博臣			

4. 欠席委員 (1名)

12番 三木 克司

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案

第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
第2号	農地法第5条の規定による許可申請について
第3号	非農地証明願いについて
第4号	農地法第18条第6項解約通知報告について
第5号	使用貸借返還通知報告について
第6号	農地法第5条の規定による届出について(報告)
第7号	相続税納税猶予適格証明願いについて
第8号	香美市農用地利用集積計画について(諮問)
第9号	下減面積の設定について
第10号	香美市農業振興地域整備計画の変更について(諮問)
第11号	その他の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	西本	恭久
事務局次長	和田	小百合
事務局係長	公文	正志
農地主事	野高	和仁
農地係長	松浦	誠

7. 会議の概要

議	長	開会(13時30分) それでは皆さんこんにちは。先ほど次長が言われましたようにですね、新型コロナウイルスということで日本が大変大きな問題になってますが、高知県でも発生を見ておりますし、ただ香美市においては、まだ発生がありませんので。皆さん方もぜひいぶん心配をされておるとは思いますが、十分注意をしていた
---	---	--

だきたいと思ひますし、こうした会を開くのが果たしていいのかどうかというのがありますけれども、どうしても許可を出さなあいかん案件ですので、皆さん方にこうしてお集まりいただいてですね、申請を出されてる方に許可を出さなあいかんということもありますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

手短かに、2月の27日の三市の合同のですね、集落座談会についての研修が流れました。せっかく講師をお招きをすることになっておりましたが、その会も流れましたし、また明治地区の人・農地プランの会もですね、流れております。この会についてはまた後日日程を決めてですね、開催をどうしてもせなあいかんわけですけども、またご連絡をさせていただきますのでよろしくお願ひをしたいと思います。

今日課長が欠席をしておりますが、議会ですて、午前中に終わる予定が若干遅れておるといふうなことで終わり次第ご出席をしていただけるということですよ。

それから次の会ですね、徹送迎会がありますので、懇親会の予定も入れていかなあいかんわけですが、こういう情勢ですので、どういふうになるかはわかりませんが、後でですね、詳しく説明を若干させていただきますのでよろしくお願ひをしたいと思います。

今日はですね、退席者が[ ]がおいでです。[ ]については森安さんにお願ひをしておりますのでどうかよろしくお願ひをしたいと思います。

それでは会に進んでいきたいと思いますよ、訂正が若干ありますということと、本日の議事録の署名人はですね、岡田委員と堤委員にお願ひをしたいと思います。

なお、欠席者はですね、報告はあつておりませんけれども、三木さんが若干遅れておるといふうな状態ですよ、ご報告をさせていただきます。以上ですよ。

それではあいさつに引き続きまして令和2年度の第3回の会を進めていきたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

事務局

すいません、そしたら、議案書と資料に訂正があります。まず、議案書の方ですが、2ページ、左から6番目に農振というところがありますが、この下に農振農用で切れてます。農振農用地と入りますので地を加えて下さい。次に16ページ、左の整理番号8番、氏名ですが、[ ]という字がですね、簡単な[ ]になりますので訂正をお願いします。

次、資料になります。右上に資料番号がありますが、28の1と28の2になりますが、先ほどの[ ]さんの[ ]という字が訂正になります。

次が最後ですよ、資料の40-1、40-1の上の赤で枠を囲んでいるところの矢印の②つてありますが、その一番上の方に937つていふ地番があると思ひます。わかりますでしょうか。下の航空写真の囲いを見るとですね、その937が抜けてましたので加えていただくということをお願いします。

以上ですよ。

議長

わかりましたかね、説明。またその場面に来たらですね、もしわからざつたらちよつとご質問をいただきたいと思ひます。

それでは議題に入っていきたいと思ひますのでよろしくお願ひをしたいと思います。

それでは議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての説明をお願いします。

事務局

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町岩積字松ノ本441番、地目は田、農振区分は農用地、面積は441㎡、譲渡人、[ ]、譲受人、[ ]、

譲受人の耕作面積は20,326㎡、譲渡理由は相手方の要望 農業廃止、譲受理由は隣接地の取得、資料は1で10a当たり226,757円で総額100,000円です。

2番、権利の種類は所有権移転贈与、申請地は土佐山田町山田字小島土居1575番6、地目は畑、面積は74.31㎡、譲渡人、  
、  
、譲受人、  
、  
、譲受人の耕作面積は7,687㎡、譲渡理由は贈与(その他)、譲受理由は受贈(その他)、資料は2です。

3番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町楠目字鎮守宮3630番4、地目は畑、面積は350㎡、譲渡人、  
、  
、譲受人、  
、  
、譲受人の耕作面積は3,882㎡、譲渡理由は経営縮小(高齢化、労力不足)、譲受理由は隣接地の取得経営規模拡大、資料は3で10a当たり857,142円で総額300,000円です。

4番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町字古町1635番1、地目は田、面積は1,169㎡、外2筆、計3筆で合計面積3,742㎡、譲渡人、  
、  
、譲受人、  
、  
、譲受人の耕作面積は12,841㎡、譲渡理由は経営縮小(高齢化)、譲受理由は経営規模拡大、資料は4で10a当たり454,302円で総額1,700,000円です。

5番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町吉野字願常寺1091番1、地目は畑、農振区分は農用地、面積は214㎡、譲渡人、  
、  
、譲受人、  
、  
、譲受人の耕作面積は8,393㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は隣接地の取得、資料は5で10a当り300,000円で総額64,200円です。

農地法第3条第2項各号の判断基準につきましては、事前にお配りしている調査書のとおりで、いずれも不許可の要件には該当しないものと判断しています。以上です。

議 長 以上、説明が終わりましたので、ただ今より、議案第1号につきましてですね、質疑を行いたいと思いますので、何かご質問は有りませんか。

はい、岡田委員。

委員(5番) この資料の3-2ですよね。3番の、これ木も生えちゅうきね、農地でいける。何するんやおね。

事務局 資料の3-2ですが、ここ今、現地見に行きましたけども、柿が植わっております。それもそのまま引き継ぐと。最初ちょっと非農地かなと思ったんですけど、現地へ行くとそこだけ開けてまして、果樹が植わってました。その譲る方が一緒に立ち会ってくれたんですけど、もう草を、下を刈るようにしておきましたので、生えてるのは柿です。

議 長 はい、わかりました。私もですね、事前に資料を見せていただいた時にですね、  
さん、  
ですよね、そんな関係で、周辺で何かまたやるのかなあと思っておったけれども、今日の話では柿が植わっちゃうということであれば畑ということであっても問題は無いと思いますし、高齢でもね、柿だったら作れるろうし、今から植えて作るわけじゃなくて、柿が植わっちゃうし、今の地主さんが草を刈るってことでそういう状態で引き渡しをするっていうことであろうと思います。また、  
さんも  
はしてますけれども、後を継いでやられる若い人もおいでますので、管理はしていただけたらと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。他に何かありませんか。

----- 質 疑 な し -----

議 長 各段なければですね、採決に入っていきたいと思いますので、ご異議ございませんかね。

----- 異 議 な し -----

議 長 それでは議案1号農地法第3条の規定による許可申請ですが、賛成の方の挙手をお願いします。

----- 全 員 挙 手 -----

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。  
続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についての説明をお願いします。

事 務 局 議案第2号 農地法第5条による許可申請について説明致します。  
1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町美良布字大木戸126番5、地目は田、面積は198㎡、譲渡人、  
、譲受人、 転用目的は木造平屋建て1棟、転用事由は「現在、高知市高須に居住していますが、地震等の災害時に津波の被害にあう恐れがあり、かねてから家族の懸念事項でした。香北町には転用者の実家があり、生まれ育った土地で在る事と、周囲も静かで住みやすく将来子供が出来てものびのびと育てられる良い環境であることがこの土地を選んだ理由です。広さについては、平屋と車2台分の駐車スペースを構え、家庭菜園もできるよう、面積も適度であったことから、本申請地を購入することを決定しました。」ということです。農地区分は第1種農地、調査員は小松和啓委員で資料は6です。  
申請地は農業振興地域内にある農用地以外の農地であって、10ha以上の規模の1団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地であると判断されます。以上です。

議 長 はい、すいません、補足説明をお願いします。

委員 (15 番) それでは資料6-1を見ていただきたいですけど。この土地は今からおそらく40年位前じゃったと思いますけど、かなり湿田でここに泉が湧いておるといふうな田んぼのところでした。それを、通所、ここ清水団地と言いますが、さんという方が埋め立てをされて、そのあと家が建っております。現在おそらく20軒近く建っておりますと思いますが、その一角です。その赤で囲んだところが現地ですが、資料6の用紙の右側から左側に向けて太陽が走っております。前の田んぼ、下段になりますけど、下段の方がちょっと一段高くなっております。その間を1mもないかな、80cm位の水路が通っております。そして上段といいますか、反対側の生活道へも排水溝が流れます。宗右君に聞きますと隣の っ方の方にあります空白になっておるところが家庭菜園っていいですかそういう形で保っておるようです。現在その方が帰日も遅くって今時点では了承を得てないっていうふうに話を聞いてますが、近々話をしに行くってことですので、その生活道から今度家を建てる方に入り口に駐車場、3mくらい空けて家が建つような感じですので、道もありますので直接的な影響はないと思いますが、一応確認をしておるといふことです。前の方の同意は得ておるようですので問題は無いと思います。同意が得られ次第許可ということになると思います。

議 長 はい、わかりました。すみません、宗石さん退席をお願いします。

-----宗石委員退席-----

議 長 6-1の航空写真を見ますと、その周辺に家がずっと並んで建ってますし、ただ先ほど補足説明であったように[ ]の斜め左位に農地が残っておりますが、その人の了解がまだもらえてないということですよね。

委員 (15 番) はい。

議 長 そういふことだと了解が得られて許可というふうなことで進めていきたいと思っておりますので、そういうことで皆さん方からご質問があれば受けたいと思っておりますが、何かこの件につきまして質問はありませんか。  
親子関係。娘さん。[ ]さんって人、関係ない。

委員 (15 番) 関係ないと思います。

議 長 格段有りませんか、質問。質問無ければ採決に入りたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

-----異 議 な し-----

議 長 はい、それでは、各段質問も無いようですので、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についての、賛成の方の挙手をお願いします。

-----全 員 挙 手-----

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。

-----宗石委員入室-----

議 長 宗石さん、すみません、先ほど小松さんが言われたように同意をいただけない方の同意をいただけたら、賛同ということで一応了解いただきましたので、すみませんが、その点よろしくをお願いします。

委員 (8 番) よろしくをお願いします。

議 長 続きまして議案第3号非農地証明願いについての説明をお願いします。

事 務 局 議案第3号 非農地証明願いについて説明致します。

1番、申請地は土佐山田町新改字屋舖田丸231番2、地目は田、面積は126㎡、利用状況は宅地、申請人、[ ]、[ ]、非農地化した理由は、当該地は昭和42年に鉄骨造2階建、約60㎡の車庫・物置が建築され、宅地として利用し始めた、平成23年に建物が取り壊され、住宅の庭として東側の231-3の宅地と一体として利用している。調査員は三木委員で資料は7です。

2番、申請地は土佐山田町楠日字坂本2082番1、地目は田、面積は614㎡、利用状況は宅地、申請人、[ ]、[ ]、非農地化した理由は、1995年3月、本人が本来農民仕事が好きであったことと相俟って、娘家族のことを考えて建てた住宅である。しかし完成後は定年退職後、移転先を探していた弟の頼みにより、急遽貸与することとなった。その後、娘家族の事情により、そのまま弟への貸与となっている。調査員は堤委

員で資料は8です。以上です。

議 長 はい、有難うございました。すいません、三木さん、今日ちょっと休んでおりますので公文君の方から補足説明をさせていただきます。

事 務 局 先ほど説明の中にもあった通りですね、資料7-2の写真を見ていただくと建物が見えます。黄色い枠を囲んだところが今回の申請地なんですけど、ここに元々42年に鉄骨つくりの2階建ての車庫と物置がありまして、それで利用しておったんですが、23年に取り壊しをして、ここの隣の家の宅地としてずっと利用をされてきたというところなんです。15年以上経っているんで非農地の申請が出されております。以上です。

議 長 続きまして堤委員、すいません。

委員(6番) それでは資料の8をご覧ください。ここはですね、かがみの育成園の北側に土生川という小さい川がありますが、その川を上流へ500mくらい行ったのがこの左の上にある斜めにある川の絵です。そこからちょっと手前に突き当りのあたりで、これには写っておりませんが、左下の辺が鏡野中学校になります。現状を見てみますと、もう家が建って、家と庭ということで年数もかなり経っておりますので問題は無いと思われまして。以上です。

議 長 以上、補足説明まで終わりましたので、議案第3号の非農地証明願いについての質疑を行いたいと思いますが、何かご質問は有りませんか。格段有りませんか。

-----質 疑 な し-----

議 長 はい、格段無いようですので採決に入っていきたいと思いますが、ご異議ございませんかね。

-----異 議 な し-----

議 長 はい、それでは議案第3号の非農地証明願いにつきまして賛成の方の挙手をお願い致します。

-----全 員 挙 手-----

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。続きまして議案第4号農地法第18条第6項の解約通知報告についての説明をお願いします。

事 務 局 報告第4号農地法第18条第6項解約通知報告について説明致します。

1番、申請地は土佐山田町中野字上小島799番、地目は田、農振区分は農用地、面積は1,648㎡、外1筆、合計面積が3,974㎡、貸人、  
、借人、  
、成立日、解約日、引渡日ともに令和2年1月17日、解約理由は病気等で労力不足のためです。

2番、申請地は土佐山田町下ノ村字西ノ久保773番、地目は田、農振区分は農用地、面積は1,547㎡、貸人、  
、借人、  
、成立日、解約日、引渡日ともに令和2年1月31日、解約理由は病気等で労力不足のためです。

3番、申請地は香北町美良布字主屋敷397番、地目は田、農振区分は農用

地、面積は853㎡、貸人、  
、  
、成立日、解約日、引渡日ともに令和2年1月31日、解約理由は耕作不便で返還のためです。以上です。

議 長 はい、以上、議案第4号のですね、農地法第18条の第6項解約通知報告の説明がありましたので、この件につきまして質疑を行いたいと思いますが、何かご質問は有りませんか。

委員（8番） はい。

議 長 はい、どうぞ。

委員（8番）   
さんの土地なんですが、耕作不便で返還ってなっておりますが、これは田を作るには水が少なく不便でして、次に出てきます、他の人に貸した分は生姜を作るので水は要らないってことでそういうことになりますので、以上です。

議 長 1番のですね、病気等で労力不足ってことで解約事由が出てますけども、借りておった人は  
っていうことでやられゆうきよね、1人で  
で病気で労力不足はわからんことはないけど、やっぱり  
でやりよったら労力不足ってのはちょっとおかしゅうないろうかという気もしますけど。  
他に何かご質問は有りませんか。

——— 質 疑 な し ———

議 長 各段無いようですので、この件につきましては、報告案件ですので報告のみとさせていただきますと思います。  
続きまして議案第5号使用貸借返還通知報告についての説明をお願いします。

事 務 局 報告第5号 使用貸借終了農地返還通知について説明致します。  
1番、申請地は土佐山田町字中井ノ北2217番、地目は田、農振区分は農用地、面積は4,221㎡、外2筆、計3筆で合計6,470㎡、貸人、  
、  
、  
借人、  
、  
、解約日、引渡日は令和2年1月1日、解約理由は売買のためです。以上です。

議 長 はい、議案第5号につきまして説明がありました。この件につきまして質疑を行いたいと思いますが、何かご質問は有りませんか。

——— 質 疑 な し ———

議 長 各段無いようですので、この件につきましても報告案件ですので報告のみとさせていただきますと思います。  
続きまして議案第6号農地法第5条の規定による届出の報告ですが、説明をお願いします。

事 務 局 報告第6号 農地法第5条届出報告について説明致します。  
1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町旭町3丁目28番1、地目は畑、面積は449㎡、譲渡人、  
、  
、  
、  
、

議 長 ■■■、譲受人、■■■■■、■■■■■、転用目的は露天駐車場、資料は9で調査員は事務局公文です。以上です。

議 長 はい、説明が終わりましたので、議案第6号の農地法の件につきまして質疑を行いたいと思いますが、何かご質問有りませんか。  
航空写真で見たらわかるように現在も■■■さんがですね、車の廃車のような車をずっとそこに並べておるところです。  
■■■さんが借りておった土地っていうことは私も知りませんでしたが、今度それを売買するっていうことになったというふうな判断をしていいと思いますが、何かご質問は有りませんか。

-----質疑なし-----

議 長 格段無ければですね、この件につきましても報告案件ですので報告のみとさせていただきます。なお、ここは市街化区域内です。  
続きまして議案第7号相続税納税猶予適格証明願いについての説明をお願いします。

事務局 議案第7号 相続税納税猶予適格証明願いについて説明致します。  
1番、申請地は土佐山田町楠目字籾中3424番1、地目は畑、面積は115㎡、外3筆、合計面積1023㎡、譲渡人、■■■■■、■■■■■、譲受人、■■■■■、■■■■■、相続開始年月日は令和元年5月22日、資料は10です。以上です

議 長 はい、有難うございました。  
議案第7号の質疑を行いたいと思いますが、何かご質問がある方はお願いをします。  
すいません、何かご質問有りませんか、各段。

-----質疑なし-----

議 長 格段無いようですので、議案第7号相続税納税猶予適格証明についての賛成の方の挙手をお願いを致します。

-----全員挙手-----

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。  
続きまして議案第8号香美市農用地利用集積計画についての諮問ですが、説明をお願いします。

事務局 議案第8号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について補足説明を致します。

1番、新規設定になります。土佐山田町松本の農地2筆、合計1,837㎡を■■■■■さんが借り受け、水稲を栽培します。賃貸借権で期間は3年となります。

実は新規設定と言いましたが、以前にも利用権設定してましたが、3月1日でいったん切れるため、今回6日から、定例会の翌日からの新規設定となります。

2番、同じく新規設定で、香北町蓮生野の農地、2筆642㎡を、■■■■■さんが借り受け、ブドウを栽培します。賃貸借権で期間は20年です。

次に10ページになります。

3番、新規設定で、土佐山田町の農地6筆、合計2,969㎡を、■■■■■



■さんが借り受け、柚子を栽培します。賃貸借権で期間は20年になります。  
4番、再設定で、土佐山田町本村の農地2筆、合計1,421㎡を、■  
■さんが借り受け、オクラ、春菊を栽培します。使用貸借権で期  
間は5年です。  
5番、新規設定になります。土佐山田町町田の農地、1,903㎡を同じく■  
■さんが借り受け、水稻を栽培します。賃貸借権で、期間は5年です。  
次に12ページに移ります。6番、新規設定で、香北町美良布の農地、853  
㎡を、■さんが借り受け、生姜を栽培します。賃貸借権で、期間は2  
年です。  
7番、新規設定です。香北町横谷の農地、340㎡を、■さ  
さんが借り受け、野菜を栽培します。賃貸借権で、期間は5年となります。  
以上です。

議 長 はい、以上説明が終わりましたので、この件についてですね、質疑を行いた  
いと思いますが、推進委員さんで関係をされます方がおりますけれども推進さん  
には退席を求めませんのでよろしくお願いをしたいと思います。  
何かご質問は有りませんか。  
先ほど宗石さんが言ってくれよったのが、6番の案件ですよ。  
格段有りませんか。

----- 質 疑 な し -----

議 長 格段無いようですので、議案第8号香美市農用地利用集積計画の諮問であり  
ますが、原案通り賛成の方の挙手をお願いします。

----- 全 員 挙 手 -----

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。  
続きまして議案第9号の下限面積の設定についての説明をお願いします。

事 務 局 議案第9号下減面積の設定について  
農地法第3条の許可要件の1つに下限面積があり、農地の権利を取得するた  
めには、経営する面積が一定以上規模でなければ許可できないことになってい  
ます。

この下限面積は、経営面積があまりにも小さいと生産性が低く、農業経営が  
効率的かつ安定的に継続して行われなことが想定されることから、許可後に  
経営する農地面積が一定以上にならないと許可できないとするもので、農地法  
で定める基準は50アールとなっています。

ただし、この下限面積が、地域の平均的な経営規模などからみて地域の実情  
に合わない場合には、別段の定めができることとなっており、本市において  
は、平成27年4月1日付けで下記のとおり下限面積を設定しています。

下限面積の設定については、農業委員会の適正な実施について農業委員会は  
毎年、下限面積の設定または修正の必要性について審議することとなってい  
ます。

令和2年度の下限面積の設定について審議をお願いしたいと思います。  
続いて補足説明がございします。

1枚物の表裏で、資料18-1についてというものの説明をしたいと思います。こ  
の資料については昨年説明をしたものと全く一緒で、今年度の意見交換会でも  
一度説明させていただいてますけれども、せっかくの機会なのでここでもう  
一度説明させていただきたいと思ひます。

資料18の農地の権利取得における下限面積要件の方をご覧ください。

下の図で左側の紫の枠に下限面積要件とあります。原則として農地法第3条

第2項第5号で都府県では50a以上、北海道では2ha以上が下限面積と設定をされております。右の表に欠印がいつてまして、そちらで特例っていうことで農地法施行規則第17条の1項、2項で定められております。初めに上段の第1項の設定する要件ですが、平均規模が小さい地域で①自然的経済的条件からみて営農条件がおおむね同一の区域であること。香美市では土佐山田町、香北町、物部町の3つに分けています。

②当該区域において、別段の面積未満の農地を耕作している者の数が4割を下回らないこと。これについては後で裏の表を使って説明します。

③で単位はaとし、10a以上の面積で設定することとなっております。

次に第2項の方ですが、こちらはですね、農地付き空き家バンクで登録した農地を設定する場合にする基準となっております。

担い手が不足している地域で

① 遊休農地等が相当程度存在する区域について。

② 当該区域内の位置及び規模からみて、小規模農家の増加により区域内及び周辺の農地等の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれのない場合に。

③ 任意の面積で設定が可能となります。10a未満でも可能ということ。

裏面にいつていただきまして、その土佐山田町40、香北、物部30aと設定をしているところで、先ほどの各区域において別段面積未満農地を耕作している数が4割を下回らないことっていうのを確認するための資料がこちらになります。方法としてはですね、農林業センサスのデータを用いる方法と香美市が整備する農地基本台帳のデータからを活用する方法の2つあります。こちらの経営耕地面積別農家数ですが、①こちらは2016年の農地基本台帳のデータになります。網掛けをしているところ見ていただくと、土佐山田町では40a未満のところは1,330戸、戸数あつて、58%、40a未満の農家数が58%以上あるということで40aが設定できると。香北、物部についてもそれぞれ40%以上30a未満が40%以上となっているので設定ができるということとなっております。

右の方にですね、下限面積27年から書いてますが、香美市の平成27年からの下限面積についてはこちらの香美市の農地基本台帳のデータをもとに設定をしております。次、真ん中の2番の2015年の農林業センサスのデータでみるとですね、今の40とか、30未満のところを見るとすべて4割を下回っておりますのでこのデータで見るとですね、下限面積はすべて50a以上になるということになります。

次に③のデータは、こちらは、2010年の農林業センサスのデータです。このデータに基づいて、右の方の下限面積書いてますが、平成22年から26年の下限面積についてはこちらのデータを使って下限面積を設定しております。27年からについては1番のデータを使ってですね、香北町も40から30に変更した経緯があります。この2015年のですね、データが2010年とすごく大きく違って差があるんですけども、農業センサスについては10年ごとに詳しい調査をしてその間に行う調査は簡易なもののようにして、2015年の調査では、経営面積が30a未満で販売金額が50万円以下の農家はデータに反映されてないということを知っています。今、2020年の農林業センサスをやってる最中ですけども、またそのデータがまとまりましたら、そちらの方も参考にして協議が出来ると思います。今、香美市でお示しできるのは2016年の基本台帳のデータということになります。

以上が補足の説明ですけども、令和2年度の香美市の下限面積の設定についてご審議をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

議

長

はい、有難うございました。説明がありましたので、皆さん方もご理解をいただけたと思ひますが、何かこの件についてですね、ご質問があれば受けたい

と思いますが、各段有りませんか。はい。

推進委員 (1番) 戸数がずいぶん①②③で違ってるようですが、説明ありましたかね。山田やったら上の基本台帳で913と1382を足したら2000戸あまりですね。その26年のと土佐山田町で600戸も無いようになっちゃうんですが、これ何でした、理由は。

事務局 まずですね、2番と3番の違いはですね、2015年の調査では経営面積が30a未満で販売金額が50万円以下の農家はデータに反映されてないということで小さい農家が反映されてないかと推測できます。これもあくまで農林業センサスの②③のデータになってます。①は農家基本台帳ということで香美市で整理をしている農家台帳で、おそらく農地を持っている方には全部調査が行っていると思うんですけども。調査の数とですね、香美市の台帳との数値に差があるのはですね、詳しいとこまでなかなか状況は押さえてはないですが。統計の調査の戸数と香美市が整理している戸数ではこれだけ差があるということ

推進委員 (1番) センサスで②と③やったらですね、センサスで見たら土佐山田町は1000戸位ですね、香美市全体で。③のところやったら、2000戸弱。未満と以上を足したら全部一緒の数字になるわけでしょう。

事務局 はい。

推進委員 (1番) ②やったらですね、センサス26年度やったら、1000戸もないですね。半分になっちゃうっていいことですか。5年間で。2020年やったら、さらに減りそうですか。

事務局 すいません。こちらで分かっているのは以前からこの通知についてはたぶん説明してると思うんですけども、30a未満のところ、販売契約が50万無ければですね、データに反映されてないというところがあるので、それがそれぐらいの差があるのかというのはちょっとわからないんですけど。

すいません、販売農家数しか上がってない可能性があるかもしれません。

議長 田村さん、すいません。

推進委員 (8番) この前農林業センサスのをやらせていただきましたけれども、農業センサスの方はですね、全部の戸数、小規模農家は最初から入って無いです、調査の対象に。それともう一点、先ほど言った50万以下だったかな、そういう人は最初からのいてます。それとまた反別が30aだったかな、30a以下の人もいいますので、いわゆる大規模だけしか入ってないような形ですので、たぶんそういう面をやった中で3分も1くらいしか対象になってませんでしたので。最初からそういうのはカットされてますので、そういう面で台帳との違いがあるんじゃないかと思っております。それから、2010年と15年はやっぱり、それだけ農家戸数が減ってるということでですね、こういう形態になってるんじゃないかと思っております。かなり人に貸してる農地がですね、増えてますので、農業者に最初から入ってない方がだいぶいらっしゃるということで理解していただいたらいいんじゃないかなというふうに思います。以上です。

議長 西村君。

委員 (9番) 一緒。

議 長 一緒。

委員（9番） 大體調査をするのに3分の1、3分の2くらいが計算の金額も落ちて、面積も落ちてということになってまして、次の段階の調査に移るには3分の2くらいはその段階で落ちますのでね、調査は3分の1ばあしか調査せんから、上へ上がってくるいうたらその3分の1ばあしか上がってこんと思いますので。5年経ったらこういう数値が出ると思えます。以上です。

議 長 永森さんわかった。

推進委員（1番） わかったですけど、参考資料としてはどんなもんやろうかというふうなことをちょっと思ったわけです。全体の所有者で考えるのか経営耕地でこの農業委員会の対象者としてですよね、ここで検討する農家としての相手の考え方としてどっちを見た方がえいろうかなと思つてちょっと質問したのです。

事務局 ありがとうございます。ちょっと農林業センサスの情報について事前にもうすでにあったデータを出してですね、ちょっと詳細まで確認できてなくて、先ほど田村さんとか西村さんからあったようにですね、そういう大きいところが外れて、貸し借りとかも増えてですね、こういった状況になってきてるんじゃないかというところで、そうすると2020年のデータはまだ少なくなってくる可能性が大きくなるということになってくるのが予想されます。それでこの平成27年に下限面積について変更してるんですけども、その時に2015年のデータを見るとですね、40、30、30が平均内というところでたぶん基本台帳の方を使って出したという経緯があると思えます。以上です。

議 長 他に何かご質問があれば受けたいと思えますが。  
はい、どうぞ。

委員（5番） 地主がよね、40aとかは売買の時に使うがでしょう。地主が全部あてていけばよね、けんど安い農地があったり、買いたいというたときに買えるか買えんかっていうことよね。経営面積とするかよね所有面積とするか、それも決めなあいかんがやない。

議 長 そういうところがどうなるが。

事務局 これは経営面積になるので貸してるところは貸してる方の経営面積になるので、そこは利用権設定してればそういった形になる。

委員（5番） 地主がよね、年がいったき、全部貸しちゅうけど、隣がちょうど農地が空いたきよね、買いたいなとお金も持ちちゅうき、思うた時によ。

議 長 買えるかよね。

委員（5番） そう、農地作ってないきよね、経営面積ゼロやんか。買える買えんどつちになるがって。

事務局 買えません。

委員（5番） 買えませんでええがよね。そういう説明でかまいませんので。

議 長 わかりました。ええ質問やと思えます。私もそこんところがちょっと自分で説明はようしませんでしたので、これから先高齢化してですね、若い者が農業を

継がないという人については地主さんがほとんど、全部貸しちよったという時に、岡田君が言われたように隣で他人の土地が売りに出たんで、まあお金もあって買うちよきたいと思いがあってもそれは買えないってことよね。買う方法としては貸しちゆう土地を返してもらって自分が耕作しゆうというふうな形にして買わなあいかんということで。わかりました。はい。他に何か有りませんか。この問題についてはまたこれから先もですね、疑問があったらですね、また質問などしていただければいいので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは議案第9号の下限面積の設定、土佐山田町40a、香北町30a、物部町30aの設定でですね、進めていってご異議ございませんかね。

-----異議なし-----

議 長 異議がなければですね、賛成の方の挙手をお願ひをしたいと思いますのでよろしくお願ひします。

-----全員挙手-----

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。  
それでは議案第10号香美市農業振興地域整備計画の変更についての諮問でありますが、説明をお願ひします。

事務局 議案第10号農業振興地域整備計画の変更について、ご説明させていただきます。

まず、2件、軽微な変更から、説明致します。

1番 土佐山田町新改の農地で、資料は19になります。

現在、周囲に690㎡耕作している申請者が、肥料や農機具をたびたび家に取りに帰るのは大変で手近な場所に倉庫を作って作業の効率化を図りたいということで、694㎡のうち11.31㎡を軽微な変更として申請するものです。写真を見ていただいたらわかるように、すでに平成30年9月頃にプレハブ倉庫を建てております。それに対しての始末書は提出されています。

2番 香北町清爪の農地で、資料は20になります。

申請地は、周囲に農地を所有する者に貸与しており、耕作者の柚子の収穫量が年々増加していることから2244番乙の、既存農業用施設では手狭になったため、隣接した場所に農業用施設を設けるものです。既存の農業施設100㎡については、すでに軽微な変更をしており、今回、残りの264㎡についての申請になります。周囲の農地所有者の同意書も提出されております。

次に除外申請になります。

1番 土佐山田町松本の農地で、資料は21です。

昭和60年頃から現況のような非農地の状態が続いているということで、今後も農地として復元することは難しいと、今回、除外申請が提出されました。

2番 土佐山田町岩積の農地で、資料は22になります。

20年以上前に、墓地を建てたということで、始末書が提出されており、また、資料22-2を見ていただいたらわかるように市の水道施設を通らないと入れないということになっております。そこで市が発行した通行承諾書も添付されております。

3番、4番、5番につきましては、                    の駐車場と、その駐車場への進入路として道路にするための除外申請です。資料は23、24、25になります。前回9月に一度申請書が提出されていましたが、計画内容に変更が生じるということで、一旦取り下げになっておりました案件です。当施設では、65名の職員が勤務しており、現在は授産施設の敷地や宿舍の敷地にバラバラに駐車しているという大変不便で危険な状況です。今回、施設の南側にある申請地に、職員駐

車場と運動場、及びそこへの進入路として公衆用道路とするものです。

次に6番 土佐山田町須江の2筆で、資料は26になります。

194番1は昭和44年以前から宅地として、194番6については平成11年以前から公衆用道路として、それぞれ既に利用されているということです。26-2の写真では更地になっていますが、26-1の資料の下段の航空写真で見ると、家が建っているのが確認できると思います。

次に7番 土佐山田町影山の農地3筆で、資料が27になります。

太陽光発電所施設設置の案件で、申請地は平成12年までは申請者の父親が水稻を耕作していましたが、父親が亡くなった後、農業に従事する親族がおらず、耕作放棄地となっているため、太陽光発電として活用するものです。同意書については、道路を挟んだ南側の1名のみ提出されていますが、隣接農地の同意書はありません。しかし被害防除計画が提出されています。

8番、土佐山田町船谷の農地で、資料は28です。

を設置するもので隣接地の同意も得ており、同意書も提出されています。

9番 土佐山田町楠目の農地で、資料は29になります。

申請地には、昭和26年当時より物置や居宅を建築し、利用し始めました。昭和55年から順次改築し、現在、居宅2棟、農業用倉庫1棟が建築され利用されているということで、今回、除外申請が提出されました。

10番と11番は、香北町吉野の隣接した農地2筆をの方との方の方がそれぞれ墓地にするものです。資料の方は30と31になります。譲受人は別々の方ですが、どちらも現在清爪に墓地があるということで、不便なため、申請地に移転を希望するものです。

12番 香北町菰生野の農地で、資料は32になります。転用予定者の職業が大工さんで、作業場を建築するものです。隣接農地の同意書は添付されています。

13番 香北町菰生野の農地で資料は33です。12番の農地の残りの部分になります。転用予定者は所有者本人になっておりまして、申請地の東側に農地があるのでここを駐車場にしたいということです。

14番、香北町美良布の農地で資料が34になります。申請地は、平成20年頃までは水稻を耕作していましたが、ご主人のケガにより耕作できなくなり、現在は草刈りをシルバーセンター等に委託し維持管理している状態で、太陽光発電として活用するものです。隣接農地の同意書は添付されています。

15番と16番 同じ所有者からの申請で、香北町美良布の農地です。資料は35と36になります。申請地は、平成26年までは水稻を耕作していましたが、ご主人が亡くなった後、農業に従事する親族もおらず、草刈り等の維持管理をシルバー人材センターに委託してきましたが、金銭的な問題もあり、太陽光発電として活用するものです。隣接地は一部宅地になっており、その他の農地については、同意書が添付されています。

17番 香北町美良布の農地で、資料は37になります。申請地は、今後、耕作や除草等の維持管理を行うことが困難になっているということで、太陽光発電施設建設の建設地として事業者に賃貸するものです。

18番 香北町五百蔵の農地で、資料は38になります。申請者の既存の墓地は山の上であり不便で、今後埋葬する余地もなくなったため、申請地に墓と駐車場を整備する計画です。資料38-2のとおり、隣接地は自己所有であり、近隣に影響を及ぼさないということです。

19番 香北町大井平の農地8筆で、資料は39になります。

申請者は高齢であり、今後の耕作の継続に不安を感じ、農地が荒れることを心配し、太陽光発電の設置を考えました。除外をした後、5条の申請で譲受人に譲渡するものです。隣接地の同意書も添付されています。

20番になります。香北町永野の農地1筆で、資料は40になります。申請地をが購入し、墓地経営を計画しているということで、以前、平成30年

9月に12筆の申請がありましたが、その際には土地利用計画図や測量図もなく、香美市の環境上下水道課との墓地設置協議もされていなかったことから会にはかけられましたが、却下となりました。その後、令和元年9月に951-2の1筆のみの申請があり、こちらも定例会にかけられましたが、今回、その1筆を含めた11筆の申請が提出されたものです。

21番、22番、23番につきましては、同じ所有者、同じ転用者の案件となります。香北町根須と白石に太陽光発電施設を設置するものです。申請者は高齢であり、今後の耕作の継続に不安を感じ、農地が荒れることを心配し、太陽光発電の設置を考えました。除外をした後、5条の申請で譲受人に譲渡するものです。21番22番の案件については、隣接地の同意書も添付されております。

続いて24番 香北町白石の農地で、資料は44になります。申請者は高齢であり、今後の耕作の継続に不安を感じ、農地が荒れることを心配し、太陽光発電の設置を考えました。除外をした後に、5条の申請で譲受人に譲渡するものです。隣接地の同意書も添付されております。譲受人は22番から25番まで同じ香南市の方になります。

25番、香北町白石の23番と隣接した農地2筆になります。資料は45。申請者は高齢であり、今後の耕作の継続に不安を感じ、農地が荒れることを心配し、太陽光発電の設置を考えました。除外をした後に、5条の申請で譲受人に譲渡するものです。

続きまして26番から31番までは、                    の案件となります。

26番 物部町頓定の農地で、資料は46になります。隣接農地の同意書は添付されております。

続いて27番 物部町仙頭の農地で、資料は47になります。こちらも近隣の隣接農地の同意書が添付されています。

28番 物部町仙頭の農地で、資料は48になります。隣接地の同意書については、登記簿の名義と実際の所有者が異なるということで、実際の所有者といわれる方の押印と、隣地に迷惑をかけないといった内容の申請者からの確約書が添付されております。

29番にいきます。物部町仙頭の農地で、資料は49になります。隣接地の同意書は添付されております。

続いて30番 物部町仙頭の農地で、資料は50になります。隣接地は一部自己所有ですが、その他の所有者の同意書は添付されておられません。

31番 物部町山崎の農地で、資料は51です。周囲は山林と自己所有地ですので、同意書は必要ありません。

続いて32番になります。物部町五王堂の農地で、資料は52です。申請者の先祖の墓地は申請者の住居からさらに上がった山林の中にあり、狭くて急な坂道を徒歩で10分程度登った場所に位置しております。家族の老齢化により墓参りにも不都合をきたしていることから、この場所に移したいというものです。申請地は、市道、香美市の市ですね、市道に提供した残地であり、周辺農地のようには柚子栽培をするには手狭であるというのも理由の一つとなっております。

最後になります。33番 久保上久保の農地で、資料は53になります。申請地は、平成9年頃から倉庫を設置し、以来、倉庫と資材置き場として利用しており、今後も農地として利用することはない、ということです。隣接農地に関しては、申請地の北側が一部自己所有で、それ以外の隣接地については同意書が提出されております。以上です。

議

長

すいません、説明が終わりましたので、ただ今より質疑を行いたいと思っておりますが、すみませんが、3、4、5番についてですね、                    からの農地の転用の申請になってきてますが、私、そこでですね、理事をしておりまして、関係者に入りますのでその件につきまして森安さんに議長を代わっていただいでですね、審議をしていただきたいと思いますのでよろしくお願いを致します。

-----議長退席-----

議長代理 はい、代わって森安の方で進行をさせていただきます。  
ただ今説明がありました、議案書15ページ、整理番号3、4、5について  
審議を進めさせていただきます。この件についてご質問は有りませんか。

-----質疑なし-----

議長代理 無いようでしたら採決を行いたいと思いますが、異議ございませんか。

-----異議なし-----

議長代理 はい、異議なしと認めます。この件について原案のとおり賛成の方の挙手を  
お願いします。

-----全員挙手-----

議長代理 はい、全員賛成です。有難うございました。  
議長を代わります。

-----議長入席-----

議長 どうも有難うございました。

議長代理 はい。

議長 すいません、有難うございました。ちょっとだけ補足説明をしておきます  
が、この土地についてはですね、もう長い間耕作放棄地になってまして、3人  
の連名になってますが、1人の人が農家をしておりまして、後の2人は農家や  
なかったがです。土地を買うのにですね、3人で兄弟で買うということで、買  
う時にですね、農家をしておらなあ買えんというふうな状況があつてですね、  
その農家をしゅう人の1人を取り巻きにしてですね、買うちよつたがです。た  
だ耕作は非常に不便なところでして、車も農地まではなかなか入れませんし、  
入るところの道も非常に石崖がけっこう高い3mくらい高いところがありまし  
て、その石崖がつえたら大変じゃということであんまり耕作せずに、草刈りば  
っかりしてですね、お金を使うばかりで、売りたい売りたいという思いがあ  
つてですね、農地として買うとなつたらなかなか耕作できませんので、どこか  
で売りたいというふうなことがあつて、ちよつと■■■■さんがですね、買うと  
いうふうなことになって、駐車場にしたいということで決定しておりますので  
よろしくお願いをしたいと思います。有難うございました。

それでは他の案件につきまして皆さん方からご質問を受けたいと思いま  
すが、はい、宗石さんどうぞ。

委員(8番) はい、ちよつと小さいことですけど。資料32、33の売る方の名前が■■■■  
ですけど、■■■■になってますので。私、ちよつと知り合いやから気が付い  
たんですけど。

事務局 資料32になりますね。

委員(8番) 資料32と33。絵の方がちよつと間違つております。



事務局 ■■■が正解です。

議長 ■■■が正解ですのでちょっと訂正をしておいて下さい。  
よろしく願いをします。他に何か有りませんか。

推進委員 あの

(14番)  
議長

はい、どうぞ。

推進委員 19ですけど、香北町大井平の土地なんですけど、これはいつからこれに変わるわけですかね。認めた場合。太陽光にいつから変わるの。

事務局 19番の大井平の太陽光の件ですね。

推進委員 はい。

(14番)  
事務局

今ですね、ここ農業振興地域の農用地ということで今転用が出来ない農地です。転用をするためにはこの農用地を外す必要がありますので、外した場合にこちらの方は面積が広くないところですので、その他2種農地ということで転用可能な立地的には基準を満たしているところで今回除外の申請が出てきております。除外の申請にはですね、あと経済産業省の認定通知とですね、電力との契約とかそういったいろいろ事前に添付する資料がありまして、それも整ってオッケーとなればですね、約1年くらいかけて、除外今かかっているもので、除外で計画変更が終わればですね、次に転用申請に移ります。転用申請の場合には立地基準に加えて一般基準といってその資金証明だとか、あと太陽光でいえば電力の引き込み柱から電線へ線を引っ張るんですけど、その占川許可とかですよ、農地の上を通る場合はですよ。あと道とか赤線とかなくて、私道とかやったら通行許可とかそういったものが必要になってきますので。そういったところをクリアできて初めて転用の許可が下ります。それでどれくらいかという1年半か2年位はかかると思います。

推進委員 2年やったら大丈夫です。

(14番)  
議長

そういうことでいいですかね。

推進委員 はい。

(14番)  
議長

他に有りませんか。

無かったらごめん、42-3の平面図というか太陽光のパネルを描いちゅうけどよ、この700-1、上の端、申請にも出てちゅうけど、703があるろう、間に挟まって狭いところ、それはどうなっちゃう。入ってない、含まれてない。私、家で見たときにこの部分が抜けちゃあせんろうかと思うてですね、もし抜けちゃったら、同意が得られるろうかと思うて。こんなに残されたら困りゃあせんろうかと思うて。同意を貰うちよりゃあかまんて。

事務局 同意はあります。

議長 同意ある。わかりました。私はちょっと同意が無かったらこれどうかなあというふうに思ってたけど、同意があるそうですので、皆さんご報告をしておきます。

他に何かご質問有りませんか。

格段無ければですね、議題としてはその次のその他の件の議題まででありませんで、何かご質問が無ければ採決に入っていきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

———異議なし———

議 長 それでは議案第10号香美市農業振興地域整備計画の変更についての諮問ですが、原案のとおり賛成の方の挙手をお願いします。

———全員挙手———

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました  
それでは続きまして議案第11号その他の件についての説明をお願いします。

事務局 特にないです。

議 長 それではですね、農業委員会の会は一応これで終了させていただいてあと最適化推進意見交換会ということで行いたいと思いますので、5分ほど休憩をして始めたいと思います。すいません、3時5分から再開をしますのでもよろしく  
お願いします。休憩します。

閉会 (15時00分)

上記会議内容の記載について偽りのないことを証します。

議 長

原 心一



署 名 人

堤 昭雄



署 名 人

岡田 修一

